

# 四郷ジュニア体操クラブ規約

## 第1条（名称）

このクラブは『四郷ジュニア体操クラブ』と称し、英文では『Yogo Junior Gymnastics Club』とする。また、通称は『四郷ジュニア』と称する（以下当クラブという）。

## 第2条（事務所）

当クラブの事務所は、代表宅とする。

## 第3条（目的）

当クラブは、体操競技の普及および振興を図り、会員の健全な心身を育成するとともに相互の親睦を深めることを目的とする。

## 第4条（事業）

当クラブは、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1) 通常の練習。
- 2) 公式試合への参加。
- 3) 合宿や短期教室などの行事の開催。
- 4) その他、目的の達成に必要な活動。

## 第5条（会員）

当クラブの会員は、当クラブの目的に賛同し入会した者とする。

## 第6条（入会）

会員として入会しようとする者は、入会申込・同意書を代表に提出し、当クラブの承認を得るものとする。入会后、入会申込時の記述事項に変更が生じた場合には速やかに届け出なければならない。

## 第7条（会費）

会員は、年会費・月会費を支払わなければならない。

## 第8条（会費等の支払）

会員は、当クラブの定める会費等を所定の方法で支払わなければならない。会費等の種類、金額、支払期限及び支払方法は当クラブが定めるものとする。

## 第9条（会費の不返還）

納入した会費は、理由の如何を問わず返還しない。

#### 第 10 条（退会）

会員は、退会届を代表に提出し任意に退会することができる。但し、1ヶ月前までに届け出るものとする。

#### 第 11 条（事故の責任）

活動に際しては、指導者の指示に従い、自己の責任において行動するものとする。活動中に傷害などの事故が起こっても、指導者に重大な過失がない限りその責任追及は行わない事とし、スポーツ保険の対象範囲内で対応する。

2. 利用施設の敷地内における事故や盗難に関しても責任追及は行わない事とする。

#### 第 12 条（卒業生）

当クラブを、最終学年で卒業した会員はOB・OGとし、以降練習に自由参加でき、会費は1回の練習参加につき500円とする。

#### 第 13 条（肖像権）

当クラブが、撮影した会員の写真や動画は当クラブのホームページ、チラシ、ポスターおよびSNSに使用する事を会員は許可したものとする。

#### 第 14 条（細則）

本規約に定めていない事項及び業務遂行上必要な細則は当クラブが定めるものとする。

#### 附則

- ・ 2015 年 1 月 1 日より施行する。
- ・ 2018 年 4 月 1 日 改訂